飯能市

妊婦のための支援給付

*すべての妊婦さんが安心して出産・子育てできるように、飯能市では妊娠時と 出産後の2回に分けて「妊婦のための支援給付金」を支給します。

*給付を受けるためには**申請**が必要です。

■ 対象者

1回目 妊娠時:令和7年4月1日時点で妊娠中で、令和7年3月31日までに出産

応援ギフトの申請がお済みでない方

2回目 出産後:飯能市で妊婦給付認定を受け、令和7年4月1日以降に出産し

た方

※この制度では、医療機関において胎児の心拍が確認できたことをもって「妊娠」と定 義しています。

※他の市区町村で、妊婦支援給付金に相当する給付を受けている場合、 既に給付を受け た分を除いて支給します。

※流産・死産等された場合でも、妊婦支援給付金の対象になります。

■ 給付額

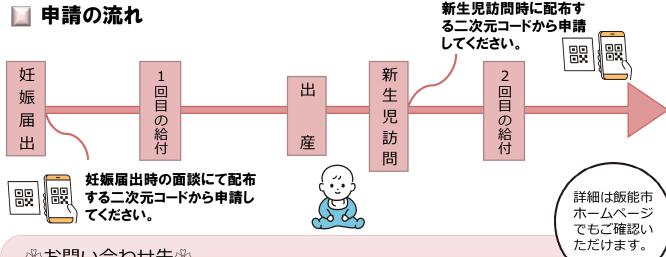
1回目 妊娠時:**5**万円 **2回目** 出産後:胎児の数×**5**万円

※2回目の給付については、出産予定日の8週間前から申請可能です。

🔲 給付方法

次の2つの給付方法から、選択してください。

- ①現金(口座振込)
- ②出産・子育て応援ギフト(飯能市デジタルクーポン)



※お問い合わせ先※

飯能市こども家庭センター(保健センター内)

窗:042-974-7500(平日8時30分~17時15分)

□ : kenkozukuri@city.hanno.lq.jp





 $ig(\ {f Q}_{\, .} ig)$ ①対象者の所得制限はありますか。

所得制限はありません。

- Q. ②妊婦本人以外の名義の口座を指定することはできますか。
- (A.) 振込口座の名義は、妊婦本人に限ります。
- ②

 ②飯能市外から飯能市へ里帰り出産している場合、飯能市に申請すること

 は可能ですか?
- A. できません。住民票がある自治体にのみ申請することができます。 一時的な里帰りの場合は、住民票がある自治体に申請してください。
- ②. ④飯能市に転入をしてきました。転出元の自治体で1回目の給付を受け 取っていますが、2回目の給付は飯能市で受けることはできますか。
- A. 飯能市で新たに妊婦給付認定を受けることで、2回目の給付を受けることができます。
- **(Q.) ⑤飯能市デジタルクーポンについて教えてください。**
- A. 対象事業の取扱店舗での買物などに利用することができるデジタクーポンです。詳しくは飯能市ホームページをご覧ください。
- (Q.) ⑥申請期限について教えてください。

申請期限は以下の通りです。

1回目 妊娠時:医療機関で胎児の心拍が確認された日から2年間を経過

する日まで

2回目 出産後: 出産予定日の8週間前の日から2年を経過する日まで

(流産等の場合は医療機関で処置を行った日から2年を経過する日まで)

 $\left(egin{array}{c} \mathbb{Q}_+
ight)$ iggle電子申請をすることができません。その場合どうすればよいですか。

A. 電子申請をすることが難しい方は飯能市こども家庭センターへご連絡く ださい。紙の申請書をお渡しします。